

## 1 趣旨

北上市男女共同参画と多様性を推進する条例(以下「条例」)に基づき令和3年度に策定した「きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン」が令和7年度で終了することから、これまでの成果を検証し、今後の課題に対応した新たなプランを策定するもの。

## 2 計画の位置づけ

- (1) 条例第12条に基づく基本計画として策定する。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」を兼ねる。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)第6条第2項に定める「市町村推進計画」を兼ねる。
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に定める「市町村基本計画」を兼ねる。

## 3 現状と課題(令和3年プランにおける主な成果と課題)

1.固定的性別役割分担意識の解消の取り組み	<p>＜成果＞固定的性別役割分担意識に反対する人の増加</p> <p>＜課題＞性別にかかわらず社会に参画できる環境づくり、意識啓発活動の継続</p>
2.多様性への理解促進のための取り組み	<p>＜成果＞パートナーシップ宣誓制度開始</p> <p>＜課題＞多様な性に関する啓発、上記制度の周知及び宣誓者が利用できるサービスの情報収集・提供</p>
3.あらゆる分野における活動方針の立案と決定に参画する取り組み	<p>＜成果＞審議会、市議会における女性委員登用率、女性議員割合が上昇傾向にあること。</p> <p>＜課題＞地域・防災分野における男女共同参画の推進、企業における女性活躍推進</p>
4.ワーク・ライフ・バランス実現のための取り組み	<p>＜成果＞待機児童の解消、子育て支援施策の充実</p> <p>＜課題＞ワーク・ライフ・バランスを実現できている人の増加、ライフステージに応じた支援</p>
5.暴力やハラスメントの予防と根絶のための取り組み	<p>＜成果＞中高生を対象とした啓発活動の実施・継続</p> <p>＜課題＞困難な問題を抱える女性支援(DVの他複合的な問題を抱えた人の支援)</p>

## 4 基本的な考え方

### ＜目指す姿＞

誰もが多様性を認め合い対等な立場で参画でき、いきいきと自分らしく暮らせる地域社会の実現

### ＜基本理念＞

- (1) 人権の尊重 (2) 固定的な役割分担意識による多様な生き方 (3) 政策などの立案や決定への参画 (4) ワーク・ライフ・バランスの実践 (5) 国籍や性別の違いなどによる差別に苦しむ人への配慮 (6) 国内外の取組への理解

### ＜基本目標・施策の方向性＞

#### ＜基本目標1＞あらゆる場において多様な生き方の選択ができる環境づくり

- ①固定的な性別役割分担意識の解消
- ②多様な性のあり方への理解促進と北上市パートナーシップ宣誓制度の周知
- ③広報啓発活動の充実、調査研究、情報の収集と提供

#### ＜基本目標2＞性別にかかわらずあらゆる分野における活動方針の立案と決定に参画する機会の確保

- ①性別等にかかわらず能力を発揮できる人材の育成
- ②政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上
- ③多様で柔軟な働き方の支援
- ④生涯にわたる教育の場における学習機会の提供

#### ＜基本目標3＞ワーク・ライフ・バランス実現のための支援

- ①多様な子育て、介護需要に応じた支援
- ②希望や特性に応じて、安心して、安定的に働き続けることができる環境づくり
- ③生涯を通じた健康支援

#### ＜基本目標4＞多様な担い手が活躍できる地域活動の推進

- ①地域活動への参画推進
- ②多様な個性と能力を活かし合う地域環境づくり
- ③防災や災害対応における男女共同参画と多様性の視点を取り入れた取組の推進

#### ＜基本目標5＞性別等を理由とする差別的な取扱い、暴力やハラスメントの根絶

- ①暴力やハラスメントの予防と根絶のための基盤づくり
- ②困難な問題を抱えた人々の支援と環境整備

## 5 計画の推進

### 1.それぞれの役割と連携

市はもとより市民や事業者、教育機関、各種団体等一人ひとりが計画を理解し、互いに協力しながら主体的に施策や事業の推進に取り組む。

### 2.計画の進行管理

年度ごとに施策や事業の状況を把握、確認及び評価を行い、それにより事業の見直し等総合的かつ効果的な計画推進を図る。

また、市民の意識調査を実施し、意識の変化や行政への要望の把握に努める。